

雇児育発 0327 第 1 号
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、事故が発生した場合における市町村、保護者等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

国においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者による事故の対応のみならず、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取り組みのあり方等について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、検討を重ねたところであるが、今般、放課後児童健全育成事業に係る重大事故の情報の国への集約のあり方等については、検討会の中間取りまとめ（別紙参照）に準じて、平成 27 年 4 月 1 日より下記の取扱いとすることとしたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び事業者に対する周知をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故防止等について」（平成 22 年 3 月 23 日 雇児育発 0323 第 2 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

記

1. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

※ 基準により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の保護者等に連絡を行う必要があることに留意すること。

2. 報告様式

別紙 1 のとおり

3. 報告期限

国への第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

4. 報告のルート

- 事業者から市町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこととする。

※別紙 2 参照

5. 国の報告先

市町村から報告を受けた都道府県は、厚生労働省へ報告するとともに、事業者から報告を受けた市町村は、都道府県への報告に加え、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく報告）を行うこと。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課

TEL : 03-5253-1111（内線7909）

FAX : 03-3595-2672

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

消費者庁 消費者安全課

TEL : 03-3507-9201

FAX : 03-3507-9290

E-mail : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

6. 公表等

都道府県及び市町村は、報告のあった事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の事業者等へ情報提供すること。また、再発防止策についての好事例は、厚生労働省へ情報提供すること。

なお、5により報告いただいた情報については、厚生労働省において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別添】

◎教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて（平成26年11月28日）抜粋

- ・ 事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めべきかについては、各自自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

※ 放課後児童クラブ（中略）については、対象児童の年齢や保育内容等が異なることから、本検討会のとりまとめに準じて対応する。